

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中10名です。  
定足数に達しておりますので第27回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
異議ないものと認め指名いたします。  
農業委員9番委員  
農業委員11番委員にお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。  
始めに第108号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第108号議案について説明いたします。  
議案書2ページをご覧ください。所有権移転4件です。  
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。  
それでは、3ページをご覧ください。  
申請番号1番。  
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、申請者と妻、子の妻がおり、それぞれ農作業歴は70年、50年、20年で、年間予定従事日数は360日、300日、100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は8,652㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。  
申請番号2番。  
譲受人・借受人の経営規模拡大のため、また譲渡人・賃貸人は管理困難なため、売買による所有権移転、及び賃借権設定するものです。  
農業従事者は、申請法人の代表取締役と取締役であり、それぞれ農作業歴は1年、26年で、年間予定従事日数は200日、330日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請法人の本社より自動車70分の距離ではありますが、豊川支社からは10分～20分であるため、通作に問題はございません。取得後の経営予定面積は15,618㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、蔬菜・ブルーベリーの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。  
申請番号3番。  
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。  
農業従事者は、申請者と父がおり、それぞれ農作業歴は37年、63年で、年間予定従事日数は280日、150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で10分の距離にあり、通作に問題はございません。取得後の経営予定面積は5,323㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、じゃがいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。  
申請番号4番。譲受人は高齢になった親の意思を尊重し休業日に耕作するため、また譲渡人は高齢になり管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。  
農業従事者は、申請者と父がおり、それぞれ農作業歴は10年、40年で、年間予定従事日数は100日、180日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で5分の距離にあり、通作に問題はありませ

	<p>ん。取得後の経営予定面積は2,341㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、果樹・野菜・花・茶の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から4番について、許可することを原案といたします。</p> <p>第108号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言ありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第108号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第108号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第109号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第109号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。</p> <p>転用4件です。議案書6ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>申請地は昭和46年ごろより、通路敷として利用していましたが、今般、当該地が農地であることが判明したため、是正をかねて申請をするものです。</p> <p>以前より通路敷として利用していたことへの始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、倉庫・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地等の営農へ支障はないと思われま。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>申請人は市内在住の専業の水稲農家です。ライスセンターを所有しておりますが、民家が近く、苦情などをうけて当該施設の稼働が困難な状況となり、申請地に新たなライスセンターを建設するものです。</p> <p>農地区分は、表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>申請地は昭和61年ごろより当該地を駐車場として利用していましたが、今般、当該地が農地であることが判明したため、是正をかねて申請をするものです。以前より駐車場として利用していたことへの始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、倉庫・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地等の営農へ支障はないと思われま。</p> <p>申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。</p>

	<p>申請地は昭和 55 年ごろより当該地を通路敷地として利用しておりましたが、今般、当該地が農地であることが判明したため、是正をかねて申請をするものです。以前より駐車場として利用していたことへの始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第 2 種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第 2 種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、倉庫・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地等の営農へ支障はないと思われます。</p> <p>以上、第 109 号議案 4 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。説明は以上となります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第 109 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第 109 号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第 110 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 110 号議案について説明させていただきます。議案書 7 ページをご覧ください。 所有権移転 9 件、使用貸借権設定 1 件、賃借権設定 2 件です。 議案書 8 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番、2 番について、関連した案件ですので、一括で説明をさせていただきます。 申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>借人は静岡県にて売電事業を営んでおり、市内に複数個所の発電施設を所有しております。今般、安定的な電力確保のため、事業用適地を探していたところ、貸人と土地の賃借の合意にいたり、申請地を発電施設と資材置場にします。</p> <p>農地区分は、表の第 2 種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第 3 種農地を確保できなかったことから、第 2 種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も 100% であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます</p> <p>申請番号 3 番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>こちらは、転用計画が 3000 m<sup>2</sup>を超えるため、愛知県農業会議の諮問案件となります。</p> <p>譲受人は広島県にて売電事業を営んでおり、愛知県内に複数個所の発電施設を所有しております。今般、事業拡大に伴い安定的な電力を確保するため、申請地を太陽光発電施設とするものです。農地区分は、区分表、第 2 種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第 3 種農地を確保できなかったことから、第 2 種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も 100% であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます</p> <p>申請番号 4 番・5 番について、転用事業者・事業計画が同一であるため、一括で説明をさせていただきます。</p> <p>申請者、申請地記載のとおり。</p>

譲受人はそれぞれ豊田市にて売電事業を営んでおり、事業拡大に伴い安定的な電力を確保するため、土地の管理が困難となっていた所有者と売買の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。農地区分は、お手元の区分表、第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は、市内にて建築板金工事業を営んでおります。既存の資材置場が手狭となり、苦慮していたところ、所有者との売買の合意にいたり、申請地をを資材置場とするものです。

農地区分は、表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金と借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号7番～9番は関連した案件であるため、一括で説明をさせていただきます。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は静岡県にて電力小売事業を営んでおり、耕作困難の農地を有効活用する自然エネルギー事業の展開をしております。今般、事業用適地としてそれぞれの渡人と売買の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、表の第2種農地の③と表の上記のいずれにも該当しない農地であるため、第2種農地となります。いずれも、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率もそれぞれ100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号10番。申請者、申請地記載のとおり。

使用借人は市内にて建設業を営んでおります。今般、事業拡大に伴い、既存の駐車場や資材置場が手狭となり、適地を探していたところ、それぞれの所有者から借り受ける話がまとまり、申請地を駐車場・資材置場とするものです。

農地区分は表の第3種農地の①に該当します。3種農地ですので、許可できるものとなります。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号11番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は市内にて個人で一般土木建設業を営んでおります。所有する資材置場が手狭となり、平成11年より申請地所有者の同意を経て、当該地を資材置場として利用しておりました。農地法の許可を得ずに資材置場にしたため、今般、是正をかねて申請するものです。

以前より資材置場として利用していたことへの始末書が添付されております。

農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、倉庫・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地等の営農へ支障はないと思われま

申請番号12番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は昭和60年に住宅を新築したが、道路に接道していなかったため、渡人所有の申請地を当該地を通路敷・駐車場として利用しておりました。農地法の許可を得ずに通路敷・駐車場

	<p>にしたため、今般、是正をかねて申請するものです。</p> <p>以前より駐車場・通路敷として利用していたことへの始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、倉庫・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地等の営農へ支障はないと思われま。</p> <p>以上、第110号議案12件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第110号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第110号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第111号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第111号議案について説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。</p> <p>賃借権設定21件、使用貸借権設定21件の合計42件であり、そのうち7件が新規設定です。</p> <p>(議案書のとおり朗読)</p> <p>以上、番号1番から42番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第111号議案につきましては適当であることを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、第112号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第112号議案について、説明させていただきます。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画について</p>

	<p>です。議案書20ページご覧ください。農用地区除外が4件です。</p> <p>番号1番。申出者、申出地は記載のとおり。</p> <p>申出地は昭和27年の相続時から国道301号線工事による休耕、減反制度により休耕を繰り返した土地であり、日照不足、鳥獣害、竹の繁茂、無進入路等、水田立地環境としてはかなり条件の悪い土地です。後継者不在であり、また周辺の山林化も進んでいる状況ですので、除外を申し出るものです。</p> <p>番号2番。申出者、申出地は記載のとおり。</p> <p>現状の資材置場が手狭となり、利便性のよい隣接地を含め一体利用地として資材置場として利用する計画です。当該地以外も検討しましたが、所有者と合意に至らなかった等の理由により断念した状況ですので、除外を申し出るものです。</p> <p>番号3番。申出者、申出地は記載のとおり。</p> <p>現在居住するアパートが手狭となり、住宅建築を検討しております。自己所有地は無いため、申出者の母が所有する農地にて建築することになった。当該地以外も検討したが、接道が無く、面積が狭小等の理由で断念した状況ですので、除外を申し出るものです。</p> <p>番号4番。申出者、申出地は記載のとおり。</p> <p>現在居住するアパートが手狭となり、分家住宅建築を検討しております。自己所有地は無いため、申出者の祖母が所有する農地にて建築することになった。当該地以外も検討したが、接道が無く、面積が狭小等の理由で断念した状況ですので、除外を申し出るものです。</p> <p>以上、4件について、それぞれ周辺の農地への影響は見込まれず、申出地を選定したことはやむを得ないものと認められます。</p> <p>これで議案の説明を終わりにします。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1から第6、報告案件計29件について説明いたします。</p> <p>(議案書の内容を朗読)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。以上をもちまして第27回新城市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>長時間ありがとうございました。</p>